

令和7年度 教職員研修

# 教職員のコンプライアンス —信頼に応えるために—

令和7年6月

教育総務課勤務条件・監察班

# 研修内容

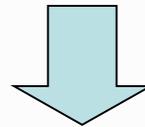
- 1 懲戒処分に関する規定
- 2 教職員の不祥事の状況
- 3 コンプライアンス推進の取組

## 信用失墜行為の禁止

### 地方公務員法第33条

職員は、その職の信用を傷つけ、  
又は職員の職全体の不名誉となる  
ような行為をしてはならない。

もしも信用失墜行為があったら・・・



懲戒処分



## 地方公務員法第29条

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として**戒告**、**減給**、**停職**又は**免職**の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

## 懲戒処分の標準例

- 児童生徒へのわいせつ行為：免職
- 体罰で重大な傷害：免職～停職
- 公金横領、窃取、詐取：免職～停職
- パワハラで精神疾患：免職～減給
- 酒酔い、酒気帯び運転：免職～減給
- 30 k m/h以上の速度超過：戒告以上

# 全国の懲戒処分の状況

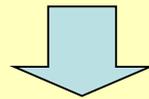
令和5年度に懲戒処分を受けた教育職員

921人

指導措置（訓告・嚴重注意等）を含めると

4,829人

これは全教育職員数の0.52%



**1,000人あたり約5人**が非違行為・不適切な行為をしたとして処分を受けている。

# 静岡県 の 状況

令和5年度に懲戒処分・指導措置を受けた  
教育職員

**105人（教育職員の0.56%）**

**1,000人**におよそ**5~6人**が処分を受けている。

不祥事は他人事ではなく自分事として考えなければならない。

## 2 教職員の不祥事の状況

### 平成26年度～令和5年度の懲戒処分件数一覧

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童生徒等	性暴力等	4	1	2	1	6	7	7	2	4	4
	体罰		1		1	1	1			1	2
	不適切な言動	1					1	1		1	3
職員	わいせつ・セクハラ	1		2	1	1	1	1			2
	パワーハラ等							1			
わいせつ行為		6	5			2		3			
服務義務違反			1	4	1	2	1	1	1		3
交通事犯		4	3	8	6	8	10	8	5	5	5
その他		1	2	5	3	1	1	1	2	3	1
管理監督責任		1	2	3	1	2	1	2	1		1
合 計		18	15	24	14	23	23	25	11	14	21

2 教職員の不祥事の状況

# 令和6年度の懲戒処分一覧

区分		免職	停職	減給	戒告	合計	内 訳				
							小学校	中学校	高校	特支	事務局
児童生徒等	性暴力等	1	1			2		2			
	体罰										
	不適切な言動				3	3		1	2		
職員	わいせつ・セクハラ		1			1			1		
	パワハラ等										
わいせつ行為											
服務義務違反		1		2	1	4	1	2	1		
交通事犯			1		7	8	2	3	1	1	
その他											
管理監督責任											
合 計		2	3	2	11	18	3	8	5	1	1
内 訳	小学校	1			2	3					
	中学校	1	1	1	5	8					
	高 校		1	1	3	5					
	特 支				1	1					
	事務局		1			1					

## <令和6年度における懲戒処分の特徴>

- 令和5年度（昨年度）よりも、全体で3件減少。（R5:21件→R6:18件）
- 児童生徒が被害者となる事案が4件減少。（R5:9件→R6:5件）
- 職員へのわいせつ・セクハラ事案が1件減少。（R5:2件→R6:1件）
- 公金等の不適正処理など、服務義務違反に係る事案が1件増加。（R5:3人→R6:4人）
- 交通事犯は、3件増加。（R5:5件→R6:8件）

## 懲戒処分の影響

- 社会的な影響

テレビや新聞に実名で(時には顔写真、住所も)報道される。

教職員や学校、教育に対する信頼を失い、教育活動や教育委員会の事業遂行、自身の家族の生活にも影響する。

- 経済的な影響

免職になると、退職手当は不支給となり、年金の減額もある。

停職や減給でも、収入は一時的に減少し、昇給や期末勤勉手当に影響する。

## 令和7年度コンプライアンス重点取組

教職員一人一人が、「教職に携わる全ての者は、児童・生徒の安全を守り、人格の形成に大きな影響を与えるという極めて重要な職責にある」ことを心に刻み、教職員としての自覚を深め、不祥事を起こさせない組織づくりを目指す。

## ●児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

- ・ 性暴力等防止に向けた研修
- ・ 「初動対応マニュアル」（令和7年3月策定）の周知
- ・ 体罰・不適切な言動の防止に向けた研修

## ●適正な財務事務執行及び厳正な服務規律確保

- ・ 研修資料「信頼にこたえる」（本冊、別冊）（令和7年3月改訂）掲載の事例、チェックシートを活用した研修等

## ●交通事犯・事故の削減

- ・ 交通安全意識を高めるための研修の実施  
研修動画を活用した啓発、関係機関と連携した研修

## 公務員としての普段からの心構え

### ●非違行為は必ず発覚するという意識

- 警察の捜査
- 生徒、保護者、家族など関係者の通報
- インターネットでうわさになることも

### ●早い段階で周囲に相談する。

- 一人で抱え込まず報告・相談する(学校相談員制度等を活用)。
- 不都合な事実を隠蔽することで新たな不祥事が発生

### ●誠実に対応

- 児童生徒(県民)の立場に立った行動をする。

お疲れ様でした。